

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
1	4	第1	2	(4)	(ア)		開館時間等	想定されている年末年始は、何日～何日までですか。ご教示お願い致します。	12月29日～1月3日までです。
2	4	第1	2	(4)	(イ)		開館時間等	市と指定管理者との協議の結果、提案と異なる開館時間になった場合、収入・支出ともに開館時間と連動して変わってくると想定されますが、指定管理料の増減も協議になりますか。	包括仮協定書（案）第34条第2項、第3項、第4項に基づくものとします。
3	6	第1	8	(1)			留意事項	基本計画に基づく施設整備等について必要な協力を行うこととありますが、具体的にどのような協力が想定されますでしょうか。	道の駅再整備及び周辺の都市公園を整備中における施設利用者の安全確保等、必要な協力を要請します。
4	7	第2	1	(3)	(ウ)		業務の基本方針	時間外の指定管理者側の窓口とは、ご利用者の問い合わせ対応窓口ではなく、市のご担当者等からのお問い合わせ窓口という解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	7	第2	1	(4)			業務期間	統括管理業務の開始日を供用開始準備業務の開始日より前にした場合でも、その費用を、準備委託契約に基づく業務委託料に計上して良いでしょうか。	包括仮協定書（案）第17条に規定のとおり、準備委託契約に基づく業務委託料に統括管理業務に係る費用を含んでも問題ありません。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
6	8	第2	1	(5)	(ア)		統括管理責任者の配置	令和6年度6月に指定管理者が選定された際に、開業準備室として責任者の配置を予定しますが、配置する場所については制限はあるのでしょうか。	配置場所について、制限はありません。
7	12	第3					維持管理業務に関する要求水準	市が想定されている保守点検が必要な設備をご教示お願い致します。また、それぞれの業務仕様書をご教示お願い致します。	募集要項と併せて公表している他書類を基に、要求水準を満たす維持管理方法等をご提案ください。 また、本事業では民間ノウハウの発揮による効果的な維持管理・運営を期待しているため、業務仕様書はありません。
8	13	第3	1	(4)			業務期間	業務期間について、(1)に「施設の供用開始から指定期間終了までの間」、(4)に「指定管理期間」とあることから、供用開始準備期間(令和6年度)及び、指定管理期間(令和7年度)における令和8年に供用開始する施設については維持管理業務は発生しないという認識でよろしいですか。	供用開始までの施設の維持管理業務は市側で実施します。ただし、供用開始準備業務の実施に伴い必要となる維持管理業務については、指定管理者側で実施してください。 指定管理者側で実施する場合の線引きについては、技術提案書に記載された供用開始準備業務の提案内容を基に決定します。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
9	13	第3	1	(5)	(ア)		維持管理業務責任者の設置	維持管理業務責任者は、都市公園に関する管理の知識を有する者が現場に常駐しなければならないという解釈になりますでしょうか？	当該維持管理業務責任者の知見や常駐の有無について、特別な条件は設けていません。 要求水準書13ページに記載の要件を満たす維持管理業務責任者を配置してください。 なお、市としては、審査基準7ページに記載の「(1) 維持管理業務の体制、取組方針」の評価の視点を期待しています。
10	15	第3	1	(9)			光熱水費の負担	商工会館、観光案内所も個別のメーターが設置されるという理解でよいですか。	商工会館や観光案内所については、電気の個別メーターを設置する予定です。 水道メーターは、指定管理者、商工会館、観光案内所それぞれが個別に契約する形となります。指定管理者とフードコートのテナント事業者の水道料金の費用負担については、指定管理者側でフードコートのテナント事業者から使用相当分の費用を徴収してください。
11	15	第3	1	(9)			光熱水費の負担	光熱水費について供用開始準備業務委託に基づく委託料に含まれると記載がありますが、R6年には完成している施設でもR7年4月に供用開始とあるため、それ以外にR6年に発生する光熱水費については、具体的に何が当てはまるのかご教示ください。	例えば、商品の搬入など、施設の供用開始に向けて指定管理者が実施する供用開始準備業務に伴い生じる光熱水費を想定しています。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
12	15	第3	1	(9)			光熱水費の負担	「商工会館の使用量相当分については、指定管理者から愛西市商工会に請求すること。観光案内所の使用量相当分については、市に請求すること」とありますが、市が想定されている金額をご教示お願い致します。また、その数字を「様式5-5収支計画表」に反映しなければいけないのか。その場合の科目はどのなのか。ご教示お願い致します。	商工会館、観光案内所の使用料相当分を請求していただくのは、電気料金のみです。電気料（R5年度）の決算見込み額は、同規模の施設であることから、それぞれ400,000円（税込み）を想定しております。 なお、収支計画表に反映する必要はありません。
13	21	第3	2	(4)			植栽維持管理業務	公園に配置される植栽については、別紙3-2、3-3の植栽平面図に示されているものが全てという認識でよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。	現時点における整備予定の植栽について、平面図に示すとおりです。
14	21	第3	2	(4)	(イ)		植栽維持管理業務の要求水準	植栽の維持管理において、常駐の係員を置くことは必須でしょうか？	要求水準書21ページに定める要求水準を満足することができる維持管理方法等であれば、係員の常駐は必須ではありません。
15	21	第3	2	(4)	(イ)		植栽維持管理業務の要求水準	はす田としょうぶ園の管理について、専門の知識を有する地元業者の斡旋などは市の方から情報は提供して頂けるのか？	市から情報を提供する予定はありません。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
16	21	第3	2	(4)	(イ)	オ)	植栽維持管理業務の要求水準	「四季を感じられることを目的として花の植え替えを行うこと」とありますが、どこの場所を想定されているかご教示ください。	要求水準書 別紙2「対象施設整備後の鳥瞰パース」に示す、はす見の丘の園路部分以外です。なお、「はす見の丘」にはシバザクラを植えた状態で引渡す予定です。そのため、「はす見の丘」における「四季を感じられることを目的として花の植え替えを行うこと」については、プランターを設置等することによる植え替えを実施してください。詳細は、要求水準書（修正版）をご確認ください。
17	23	第3	2	(8)			備品等保守管理業務	備品の定義を教えてください。（いくら以上のもの、耐用年数など、消耗品との違い）。	備品は、消耗品以外を指します。なお、消耗品の定義は下記のとおりです。 ・帳簿、文房具、用紙、包装紙、ガソリンなどの消耗品 ・使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の什器備品 ※取得価額が10万円未満であるかどうかは、税込経理方式又は税抜経理方式に応じ、その適用している方式により算定した金額によります。 なお、備品台帳には1万円以上の備品等（消耗品を含む）を記載してください。
18	23	第3	2	(8)	(イ)	イ)	備品等保守管理業務の要求水準 備品台帳	別紙4に記載の貸与備品および指定管理者が指定管理料で購入する備品が包括協定書内に記載のある「備品Ⅰ」、指定管理者が指定管理料以外で購入する備品が「備品Ⅱ」にあたるという定義でよろしいですか。	ご認識のとおりです。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
19	24	第3	2	(9)			修繕・更新業務	<p>経常修繕（日常的簡易修繕）、計画修繕・更新以外の修繕については、例えば、突発的な修繕などは、市の負担で行われるという認識でよろしいでしょうか。ご教示お願い致します。</p>	<p>要求水準書24ページに記載のとおり、市の事由によるものを除き、その内容、規模の大小等を問わず全て指定管理者の業務範囲です。突発的な修繕などであっても、考え方は変わりません。</p> <p>不可抗力に該当するものは不可抗力の規定によります。</p>
20	24	第3	2	(9)	(ア)		修繕・更新業務の業務内容	<p>「市の事由によるものを除き、内容、規模の大小等を問わず全て指定管理者の業務範囲」とありますが、指定管理者の故意ではない経年劣化等による修繕、また金額に問わず全て指定管理者の負担で実施するというのでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
21	29	第4	1	(8)			業務報告書	<p>各種業務報告書は、維持管理に係るものと運営に係るものとそれぞれ分けて、まとめて作成してもよろしいでしょうか。</p>	<p>まとめて作成することは可能です。</p>
22	29	第4	1	(9)			光熱水費の負担	<p>「運営独立採算により実施する業務の使用量については、子メーターを設置し、個別に把握できる予定である。」とありますが、一旦指定管理者側で支払い、後にテナントなどへ請求するのか。どのような想定なのかご教示お願い致します。</p>	<p>指定管理者が支払う想定です。その後のテナントへの請求等は指定管理者側での対応をお願いします。</p>

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
23	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	指定管理者がイベント広場や都市公園エリアで実施する自主事業については施設の利用料金は発生しますか。	自主事業が目的外使用許可に該当する場合は使用料が発生します。
24	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	フードコートの上限2,500円/月・㎡に乗じる面積は、店舗部分のみ（100㎡）が対象でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
25	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	農産物直売所運営業務で市外の農産物、農産物以外の販売手数料の上限を設定している理由は如何なるものでしょうか？	利用料金については、条例において定める必要がある旨が、地方自治法に定められております。 公の施設であることに鑑み、指定管理者の主体性を認めつつも、施設利用者に支障を来すことがないように、上限を設定しているものです。
26	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	指定管理者が設定する金額をあらかじめ市から承認を得る事とありますが、販売手数料の場合、上限とは割合の事でしょうか？あるいは書いてある通り金額でしょうか？金額であれば全ての商品について承認が必要ということでしょうか？	割合です。
27	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	表に記載されている業務にかかる利用料金は、指定管理者が収受できる金額ということでしょうか？	あくまで上限を示しています。 実際の料金は、指定管理者からの提案を踏まえ、市の承認を受けて決定します。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
28	31	第4	1	(10)	表		利用料金の上限（予定）	歩合上限が決められているが、独立採算部門でのキャッシュレス手数料、設備リース代、販促費等について別途に徴収することは可能でしょうか。ご指南いただきたく存じます。	フードコートにおいて、指定管理者が利用料金に光熱水費の実費に相当する額を加算した額を徴収することは可能です。それ以外については認めません。
29	31	第4	1	(10)	表		利用料金の上限（予定）	歩合上限が決められているが、フードコートには、作業スペースと飲食スペースがありますが、フードコートの負担は、この上限のみで、飲食スペースの部分は共有スペースとして、指定管理料に含まれるもの（独立採算部門の費用として考えない）ということであればよろしいでしょうか。ご指南いただきたく存じます。	ご認識のとおりです。
30	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	イベント広場や都市公園エリアを第三者に利用させイベント等を実施する場合に、警備員の増員や開館時間外の立ち合い、シャトルバスの運行などイベントに付随する業務費用が発生する場合、事前にイベント企業等の第三者と合意の上であれば、利用料金とは別途、費用等の代金を収受することは問題ないでしょうか。	イベント広場や都市公園エリアを第三者に利用させイベント等を実施する場合は施設の使用許可に基づくものであれば、利用料金とは別の料金を徴収することは認めません。 指定管理者による自主事業において、利用者から料金を徴収することは妨げません。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
31	31	第4	1	(10)			利用料金の上限（予定）	都市公園エリアでイベント等を行う場合、利用料金を支払った者はそのエリアを入場券購入者のみ立ち入り可能とするなどの、専有利用もできるという理解でよろしいでしょうか。	可能です。 なお、イベント開催に際し、愛西市都市公園条例に定める占用許可に該当する場合、市から占用許可を受けて実施してください。
32	32	第4	2	(1)	(イ)	ア)	供用開始準備業務の要求水準	令和8年度の供用開始準備業務は、令和7年度の統括管理業務、維持管理業務、運営業務とは別に考えてよいですか。	令和8年度の供用開始に向けた供用開始準備業務に関するご質問という認識です。 当該業務は、令和7年度の運営業務の一部とお考えください。
33	32	第4	2	(1)	(イ)	ウ)	供用開始準備業務の要求水準	各種PR業務に関して、市関連の広報誌掲載費・市主催行事・観光協会主催行事への、寄付行為、協賛金等が例年ありましたらご開示願います。	協賛金等について、予定しているものではありません。
34	32	第4	2	(1)	(イ)	カ)	供用開始準備業務の要求水準	「施設の整備事業を行う建設・設計事業者との連携を図り」とありますが、建設定例会議への参加と理解してよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
35	35	第4	2	(5)			施設使用の許可業務	観光拠点施設内の調理体験工房や多目的室の運用方法については特段記載がございませんが、イベント広場やステージ同様、第三者への貸出の対象ですか。その場合、要求水準P35の(5)の施設使用の許可業務に基づく運用とし、利用料金上限はP31の表の「都市公園エリア①・②」の通りでしょうか。	ご認識のとおりです。
36	35	第4	2	(5)	(イ)	ア)	施設使用の許可業務の要求水準 使用申請の受付・許可等	WEBでの受付許可を実施することも妨げないとありますが、貴市で公共施設予約システム等はございますでしょうか。ある場合、本施設で利用することは可能でしょうか。	愛西市の公共施設予約システムは、スポーツ施設のみ対象としており、本施設の受付許可に対応したものではありません。
37	36	第4	2	(5)	(イ)	ウ)	施設使用の許可業務の要求水準 利用料金の徴収等	利用料金は現金納付または記入機関納付を原則とするとありますが、利用者への利便性向上策としてクレジットカード決済や電子マネー決済を提案することは可能でしょうか。	利用者の利便を考慮し、新たに設置するPOSレジ等は、クレジットカード決済や電子マネー決済に対応した機種を導入予定のため、提案を妨げることはありません。 POSレジ等の詳細な仕様は、指定管理者と協議の上、決定していきます。
38	37	第4	2	(6)	(イ)		農産物直売所運営業務の要求水準	要求水準の中に記載がないのですが、直売所の施設レイアウト及び内装工事は、フードコート調理作業部分のABC工事区分と同じように決定後のフレキシブルな対応による施設計画が可能でしょうか。ご指南いただきたく存じます。	農産物直売所については、什器配置の変更等は可能ですが、新たな調理作業部分の工事等、フードコートと同様な整備は認められません。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
39	37	第4	2	(6)	(イ)	ク)	農産物直売所運営業務の要求水準	現在の産直施設の出荷者の市内出荷者、市外出荷者それぞれの人数を教えてください。	市内出荷者は、120名程度です。 詳細については、指定管理者指定後、現在の指定管理者と協議等を行い、確認をお願いします。
40	37	第4	2	(6)	(イ)	ク)	農産物直売所運営業務の要求水準	指定管理者に指定された場合、現在の産直施設の出荷者のリストを引き継いでいただくことは可能ですか。	出荷者のリストについて、市は把握しておりません。指定管理者指定後、現在の指定管理者と協議等を行い、調整をお願いします。
41	39	第4	2	(8)			観光拠点施設内の飲食施設運営業務	観光拠点施設図面（配置図等）の公表予定はございますでしょうか？	実施設計を進めており、準備が整い次第、提示させていただきます。
42	39	第4	2	(8)			観光拠点施設内の飲食施設運営業務	東ゾーンの建築物の図面の公開はいつ頃でしょうか。観光拠点施設内の内装工事の積算に必要な情報のため早めに公表いただきたいです。	現在、実施設計を進めており、準備が整い次第提示させていただきます。遅くとも、市が実施を予定している「対話」までには提示させていただきます予定です。
43	39	第4	2	(8)			観光拠点施設内の飲食施設運営業務	観光拠点施設内の飲食施設の内装工事は指定管理者の負担ですが、観光拠点施設内の公園管理事務所、調理体験工房・多目的室・トイレ等その他のエリアの内装工事については市の負担という理解でよろしいですか。	ご認識のとおりです。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
44	39	第4	2	(8)			観光拠点施設内の飲食施設運営業務	観光拠点施設内の飲食施設について、床壁天井はどのような状態で引き渡されますか。	内装を施す前の状態で引き渡します。要求水準書「別紙7」について、ご参照ください。
45	39	第4	2	(8)			観光拠点施設内の飲食施設運営業務	観光拠点施設内の飲食施設での電気容量・給排水量はどれくらいを想定していますか。想定以上の調理機器を使用する場合等の電気工事や水道工事は可能ですか。その場合の費用負担はどうなりますか。	下記を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・飲食施設の動力設備負荷容量：50kVA ・飲食施設の電灯負荷設備容量：22.0kVA ・飲食施設部分の給水量：100L/日/人 ・対象汚泥量：36.4㎡/日 また、想定以上の調理機器を使用する場合当の電気工事や水道工事の可否については、工事内容によります。費用負担は、指定管理者側で負担してください。
46	39	第4	2	(8)			観光拠点施設内の飲食施設運営業務	観光拠点施設内の飲食施設では物販は可能でしょうか。	可能です。
47	39	第4	2	(8)	(ア)		観光拠点施設内の飲食施設運営業務の業務内容	「管理許可使用料は5,300,000円/年を予定」とあるが、変更になる可能性があるということですか。	管理許可に伴う使用料については、愛西市都市公園条例（平成17年条例第129号）に基づき、算出しております。社会情勢の変化等により、条例改正の必要性が生じた場合、使用料が変更となる場合があります。
48	39	第4	2	(8)	(ア)		観光拠点施設内の飲食施設運営業務の業務内容	観光拠点施設は、テナント、委託ではなく指定管理者の直営でないといけないのでしょうか。	指定管理者の直営での運営業務実施となります。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
49	39	第4	2	(8)	(イ)		観光拠点施設内の飲食施設運営業務の要求水準 観光拠点施設の飲食他	飲食含む本施設は、テナントではなく指定管理者（構成企業）で設置・運営することによってよろしかったでしょうか。	要求水準書に関する質問No.52の回答を参照ください。
50	39	第4	2	(9)			収穫体験施設の運営業務	「収穫体験及びこれに関するイベントを有料で実施することは可能とする」とありますが、これは自主事業には当たらないという意味でしょうか。	自主事業には当たりません。
51			別紙3-1-1				共-02・全体配置図	従業員用駐車場が26台準備されていますが、観光案内所・商工会館の職員は従業員用駐車場を使用しますか？ 使用する場合、観光案内所・商工会館それぞれ何台の駐車枠を使用されますか？ (指定管理者が使用できる台数をご教示ください)	観光案内所職員、商工会館職員が使用する駐車スペースは、それぞれ確保してあるため、本事業の範囲内に整備する従業員駐車場を使用することはありません。
52			別紙3-1-3				CA-03	設備スペースとありますがここにプレハブ冷凍庫の設置は可能でしょうか。	新たな建築物の設置は、原則、認められません。
53			別紙4				市の貸与予定の備品	市の貸与予定の備品は、独立採算業務（農産物直売所、道の駅飲食店、観光拠点内の飲食施設、自主事業）で使用してもよいという認識でよろしいですか。	市から貸与予定の備品は、独立採算業務以外で必要なものという理解です。使用は認めません。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
54			別紙4				市の貸与予定の備品	芳香機能付き便器洗浄器は貸与しないという事ですが、導入は指定管理者の判断か、それとも必須か、どちらでしょうか。	今後市がリース契約を予定している芳香機能付き便器洗浄器は、あくまで令和6年度中のみの予定です。 令和7年度からの導入は指定管理者の判断になります。
55			別紙4				市の貸与予定の備品	調理体験工房・多目的室の備品や設備が記載されていないようですが、別途市で整備予定でしょうか（調理体験工房には調理台や調理器具等、多目的室には机や椅子等が必要ではないかと想定しています）。	現在、実施設計（備品等の設備内容を含む。）を進めており、準備が整い次第公表させていただきます。詳細については、指定管理者候補者と協議の上、市が整備する予定です。
56			別紙5				道の駅、はす田の維持管理・運営費（実績）	市からの委託業務費や指定管理料など、現指定管理者の当該道の駅の運営事業における、実際の収支明細（過去5年分等）をご提示ください。（産直の売上は手数料収入額、惣菜店等はテナント料等の収入額で指定管理者の収支が分かるようにしてください）	今提示している情報でご確認ください。
57			別紙5				道の駅、はす田の維持管理・運営費（実績）	水道光熱費の金額の内訳をご開示ください。	今提示している情報でご確認ください。
58			別紙5				道の駅、はす田の維持管理・運営費（実績）	委託費の内訳金額をご開示ください。	今提示している情報でご確認ください。
59			別紙5				道の駅、はす田の維持管理・運営費（実績）	はす田管理費の中の、委託費について内訳をご開示ください。	今提示している情報でご確認ください。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
60			別紙6				蓮見の会	蓮見の会の実施内容について、シャトルバス・臨時駐車場・うちわ・警備等の費用は、指定管理者がすべて負担するのでしょうか。観光協会の主催で実施するのでしょうか。	「蓮見の会」は、指定管理者に主催していただきます。費用負担は、指定管理者となります。詳細は、要求水準書（修正版）をご確認ください。
61			別紙6				蓮見の会	蓮見の会およびレンコン掘りを観光協会が開催する場合には、都市公園エリアの使用料が発生するという認識でよろしいですか。または減免対象団体でしょうか。	現時点において、観光協会が蓮見の会やレンコン掘りを本施設において実施する計画はありませんが、実施する場合は、お見込みのとおり使用料が発生します。なお、観光協会は、本事業における減免対象団体ではありません。
62			別紙6				レンコン掘り	「本事業では指定管理者が開催することも可能」とありますが、指定管理期間において、観光協会はレンコン掘りを実施する予定がないという意味でしょうか。	現時点において、観光協会がレンコン掘りを本施設において実施する計画はありません。
63			別紙7				工事区分について	観光拠点施設のC工事はいつから始められる計画でしょうか。	令和8年1月頃から、観光拠点施設内の工事に着工していただける予定です。
64			資料				完成イメージパース	都市公園の施設配置計画ですが、遊具について②⑦で分散させていますが、利用者側からすると年齢・障害あるなしで違う子供を遊ばせるには、離れすぎていて見守りにくいように思われますがご検討の余地はありますでしょうか。	遊具の配置計画について、変更はありません。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
65			資料				完成イメージパース	観光拠点施設と⑦インクルーシブ施設との距離がないのが公園管理者として課題です。⑧の観光施設を東側に寄せて⑦の前には親が見守るスペースを確保した方が良いのでは。夏場対策の日よけも設置が必要と思いますが、ご検討されていますでしょうか。日よけ施設は②にも言えることですが。	観光拠点施設の実施設設計を進めており、日よけの確保等も含め、調整中です。準備が整い次第、公表させていただきます。
66			その他				施設名称	道の駅の名称「(仮称)愛西市道の駅」は市民公募などで名称を決定する予定があるのでしょうか。その場合いつ頃を予定していますか。または指定管理者による提案やネーミングライツの導入提案が可能でしょうか。	施設名称は、次代を担う市民からアイデアを募り、決定することを考えています。新名称については、指定管理者が指定されるまでには、決定する予定です。
67			その他				施設名称	観光拠点施設内の飲食施設(レストラン)に名前を付けて運営をすることは可能ですか。レストラン名を観光拠点施設の外壁等へ掲示したい場合、費用負担はどうなりますか。	市と協議の上、飲食施設に名称を付けることは可能です。名称を周知するための看板設置等に係る費用は、指定管理者の負担とします。

要求水準書に関する質問

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問事項	回答
68			その他				看板の掲示	幹線道路に向けた道の駅名の看板やレストラン名の看板等の掲示は予定しているか。予定していない場合、設置は可能か。その場合、費用負担はどうなりますか。	本事業の対象範囲内において、看板等を含めたサインは、市の費用で設置します。しかしながら、個別の店舗をPRするための看板等の設置については、市と協議の上、指定管理者の負担で設置することを妨げるものではありません。
69			その他				図面	西ゾーンのフードコート、管理事務所についても詳細図面を公開ください。	別紙3-4として公表しました。ご確認ください。
70			その他				図面	図面にWi-fiの整備について記載がされていませんが、東ゾーン、西ゾーンの室外のWi-fi整備について教えてください。	Wi-fi整備については、現時点において計画はありません。
71			その他				年次報告書	現指定管理者が市に提出している過去5年間の年次報告書(事業・収支等)をご開示ください。	今提示している情報でご検討ください。
72			その他				道の駅(仮称)条例	「道の駅(仮称)」条例が令和5年12月議会に上程予定とのことですが、技術提案書の提出〆切までに条例案を公表いただくことは可能ですか。可能な場合、いつ頃でしょうか。	市ホームページで公表しましたので、ご確認ください。